

被扶養者認定に必要な書類一覧〔「被扶養者(発生)届」の添付書類〕

令和3年4月1日改定

		配偶者 (内縁関係含む)	子(養子含む)	父母・義父母 同一世帯	兄弟姉妹・孫	備考
共通 必要 書類	①被扶養者(発生)届	○	○	○	○	当健保組合ホームページから所定様式を印刷
	②被扶養者状況届	○	○※(1)	○	○※(2)	<b>・伏せ字や*の証明書不可</b> (1)未就学児や学生の場合は提出不要 (2)父母が扶養できない理由を明記(父母の収入証明)
	③所得証明書・非課税証明書(学生以外の就労可能な年齢の方)	○	○※(1)	○	○※(1)	
	④住民票(続柄記載のある世帯全員分)で直近3ヵ月以内に発行されたもの	○	○	○	○	マイナンバー、本籍の記載のないもの
	⑤在学証明書(高校生以下は不要)	○	○	○	○	学生証の写しは不可

追加 必要 書類	申請日より 一年以内に退職された方	雇用保険未加入	退職日のわかる証明書	○	○	○	○	給与明細書の写し(1ヵ月分)	
		雇用保険加入・離職票交付あり	失業給付受給予定・受給中 (日額3,611円以内)	雇用保険受給資格者証の写し(両面)	○	○	○	○	後日、雇用保険受給資格者証の写しの提出が必要 日額3,612円(5,000円)以上の方は認定対象外
		雇用保険未受給 (受給権放棄の場合)	離職票1. 2又は雇用保険受給資格者証の写し(両面)	○	○	○	○	後日提出可(その旨を記入)	
		失業給付の受給延長(手続)予定	受給延長通知書	○	○	○	○		
		失業給付受給終了	支給終了印のある雇用保険受給者証の写し(両面)	○	○	○	○		
		離職票交付なし	離職票1	○	○	○	○	離職票2が交付されていないことの確認	
		現在も働いている方 (パート・アルバイト等)	直近3ヵ月分の給与明細書の写し、または収入 (見込)額証明〔事業主発行のもの〕	○	○	○	○	提出不可の場合は、雇用契約書写し(交通費を含む報酬 が明記されたもの)で代用可	
		事業を廃止した方	個人事業の廃業届の写し	○	○	○	○	税務署の受付印のあるもの	
		年金を受給されている方	年金改定通知書又は年金振込通知書の写し	○	○	○	○	年金申請中の場合は、年金見込額照会回答票	
		障がい者である方	障がい者年金・手帳の写し	○	○	○	○	手帳は交付者のみ	
	外国人の方	在留カードの写し	○	○	○	○	保険証の氏名表記はローマ字不可		
	別世帯の場合	仕送り事実を確認できる書類 〔振込元、振込先、金額が明記された金融機関取扱書類 の写し(直近3ヵ月・(3回)分)〕 (認定対象者の収入以上の仕送りが必要)	○※	○※	○	○	※被保険者の単身赴任による配偶者と子の場合は不要 ※19歳以上の子が学生の場合は不要 ※別居の義父母は認定対象外 ・世帯分離は別居扱い ・妻子以外の家族は戸籍抄本の提出		